

草の根技術協力事業

■ 草の根技術協力事業

国際協力の意思のある日本のNGO/CSO、その他民間の団体、地方公共団体、独立行政法人または学校が、団体が有する技術、知見、経験を生かして提案する国際協力活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体との協力関係のもとに実施する共同事業。

< 草の根技術協力事業の3要素 >

- ①日本の団体が主体的に行う「**技術協力**」であること
- ②**相手国側実施機関(カウンターパート)**との協働であること
- ③開発途上国の**地域住民の生活改善・生計向上に裨益**すること

< 草の根技術協力事業の3つの活動 >

- ①**人員の派遣** ②**機材供与**(支援型は対象外) ③**技術研修の実施**

類型	パートナー型	支援型	地域活性型
対象団体	開発途上国における国際協力に関し豊富な実績を有している団体が対象。	開発途上国への支援実績が少ない団体が対象。	地方公共団体が主体となって提案・実施。
狙い	経験や強みを活かし、開発途上国の課題解決により寄与する事業を展開することが期待される。	国際協力の経験を積み、将来的に国際協力の担い手として活躍することが期待される。	途上国の開発課題の解決とともに日本の地域や経済の活性化にも寄与することが期待される。
事業規模	1億円/3年(最大) (3000万円/3年の別枠あり)	1000万円/3年(最大)	6000万円/3年(最大)